

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令の概要

令和5年4月

経済産業省

1. 改正の趣旨

- 負担軽減の観点から、個別の事情がない限り、身分証や資格試験で提出を求める写真のサイズや撮影時期等の集約を行う方針が、内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームにより示された。
- これを踏まえ、経済産業省が所管する省令について、写真のサイズや撮影時期等の集約を行うための所要の規定等の整備を行う。

2. 改正の概要

- 対象となるサイズ及び人物配置に係る撮影条件について、次の表に掲げる分類①～③のいずれかに集約する。

分類	サイズ	人物配置に係る撮影条件
①	縦3.0cm×横2.4cm	指定する場合は「上三分身」とする
②	縦4.5cm×横3.5cm	外務省が指定する旅券（パスポート）の規格で対応可能な撮影条件とする
③	縦6.0cm×横4.0cm	指定する場合は「上半身」とする

- 撮影時期について、6月以内より短い期間を設定しているものは「6月以内」とする。
- 写真のデータ提出を進めるため、写真の提出枚数に関する規定を削除する。
- 改正省令の施行後においても、一定期間、旧様式を引き続き使用することができるよう、経過措置を設ける。

3. 今後の予定

令和5年5月に改正省令を公布・施行予定。

○改正対象省令

(別添)

- ・ 火薬類取締法施行規則 第78条
- ・ 採石法施行規則 第8条の9、第8条の11、第8条の13
- ・ 航空機製造事業法施行規則 第38条
- ・ 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則 第2条、様式第1、第4、第8、第9
- ・ 砂利採取業者の登録等に関する規則 第10条、第12条、第14条
- ・ 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則 第5条の3、第8条、第10条、第13条
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第95条、第97条、様式第52、第55
- ・ 弁理士法施行規則 様式第2